

# ハラスメント防止に関する指針

特定非営利活動法人ふくいスポーツクラブ

## はじめに

本指針は、特定非営利活動法人ふくいスポーツクラブにおいて、利用者またはその家族からのハラスメントの対応をとることにより、職員の安全な職場環境を整備し、延いては提供するサービス全体の向上を図ることを目的とする。

### 1. ハラスメントの定義

「ハラスメント」とは、利用者やその家族による以下の行為を指す。

身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為 例) ・身体的な暴力を振るわれそうになった ・唾を吐きかけられた、吐きかける素振りをする ・物を投げつけられた、投げつけられそうになった ・物を破壊するなど、恐怖を感じさせる行為
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。 例) ・攻撃的な態度で大声を出された ・他者を引き合いに過大なサービスを繰り返し要求された ・契約や制度上、提供できないサービスを繰り返し要求 ・人格否定や脅迫的な発言
セクシャルハラスメント	意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為 例) ・不必要な身体接触（手を握られるなど） ・性的な発言をされたり、繰り返される ・性的な関係を迫られた

## 2. 対応について

ハラスメントの相談があった場合は以下の通り対応する。

### (1) 相談受付

受付窓口：法人理事または管理者

※本人の信頼のおける職員でも可

### (2) 相談後の対応

①事実確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・理事または管理者(以下、解決責任者)は、相談者および関係する職員等の第三者にも聞き取りをし、事実確認を行う。 (事実確認は相談者に配慮し、出来るだけ少数で実施する)</li></ul>
②対応検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・解決責任者は、解決に向けた対応方針を検討する。</li><li>・事業所内で対応を協議し、必要な場合は福井市障がい福祉課などの行政を含む関連機関にも相談をする。 (外部へ相談する場合は、相談者本人の了承を得て行う。)</li><li>・原則として相談者をハラスメントの行為者から遠ざける。</li></ul>
③行為者への説明	<ul style="list-style-type: none"><li>・解決責任者は、行為者に対して説明・話し合いを行う。行為者の主張も聞きながら事実確認をしつつ話し合いを実施する。</li></ul>
④結果報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・解決責任者は話し合いの結果を、事業所内で共有する。</li><li>・外部機関へ相談を行った場合は、解決責任者は相談した機関に結果を報告する。</li></ul>
⑤経過観察	<ul style="list-style-type: none"><li>・解決責任者を相談後の経過観察を行い、問題が解決したかどうか注視する。</li></ul>
その他	<p>行為者の行動が、極めて悪質な場合や、話し合いをしても解決せず繰り返される場合は以下の対応を検討し、場合により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・契約書等の条項に基づく利用者の契約の解除</li><li>・警察への通報</li></ul>

以上